

令和7年度 兼業・副業人材活用支援モデル事業補助金

交付要綱

高松商工会議所

(通則)

第1条 兼業・副業人材活用支援モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「当所」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

(1)「当所」とは、高松商工会議所をいう。

(2)「補助事業者」とは、当所が補助金の公募を行い、当所が別に定める審査基準に基づく審査で採択した会員企業（特別会員を含む）をいう。

(3)「補助事業」とは、兼業・副業人材活用支援モデル事業をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、補助事業者が行う補助事業に要する経費の一部を補助することにより、兼業・副業人材の活用による自社の経営課題の解決や人材確保に繋がることを目的とする。

(交付の対象および補助率)

第4条

- 1 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として当所が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助対象経費は、兼業・副業人材への報酬及び成功報酬額とする。なお、補助金額は税抜金額のみを対象とする。
- 4 補助率は、補助対象経費の2分の1以内（20万円上限）とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、当所事務局長が第7条第3項の規定に基づく交付決定を行った日から、令和8年2月28日までの間の事業完了日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「補助金交付申請書」（様式1）に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、当所に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条

- 1 当所は、補助金の交付の決定に当たって、決定額の上限を1社あたり20万円とする。
- 2 当所は、前条第1項の規定による「交付申請書（様式1）」の提出があったときは、審査のうえ採択決定を行い、「採択通知書」（様式3）を補助事業者に通知するものとする。

- 3 前条の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による採択決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

第7条

- 1 補助事業者は採択通知を受け、株式会社みらいワークスに案件を掲載し、人材を募集する。兼業・副業人材と条件面で成約し、契約を結ぶ前に「支出計画書（様式4）」を当所に提出しなければならない。
- 2 当所は、前条第1項の規定による「支出計画書（様式4）」の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、「交付決定通知書」（様式5）を補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、「交付額確定通知書」の送付を受けた日から10日以内に、「交付申請取下申請書」（様式6）を当所に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第9条

- 1 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、当所事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条

- 1 補助事業者は、第7条第3項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を当所の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会や金融機関等に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 当所が第14条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が当所事務局長に対し、承諾の依頼を行う場合にあっては、当所事務局長は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- （1）当所は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を留保する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属ならびに行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）当所は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(計画の変更及び中止)

第 11 条

- 1 補助事業者は、補助事業の変更及び中止をする場合、「事業計画（変更・中止）申請書」（様式 7）を当所に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 当所は、前項の規定により補助事業等の変更及び中止を承認したときは、「事業計画（変更・中止）承認決定通知書」（様式 8）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、当所が報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日、または令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、「実績報告書」（様式 9）並びに「支出報告書」（様式 10）を当所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 当所事務局長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ「交付確定額通知書」（様式 11）により通知する。

(補助金の支払)

第 15 条

- 1 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、「補助金精算払請求書」（様式 12）を当所に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 当所は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者へ命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 17 条

- 1 当所は、第 11 条の補助事業の変更及び中止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第 7 条第 3 項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく当所事務局長の処分もしくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。

(6) 補助事業者が、別表1に定める「令和7年度 兼業・副業人材活用支援モデル事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。

(7) 第13条に定める期限内に、「実績報告書」(様式9)の提出を怠った場合。

(8) 当該補助事業が第5条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。

2 当所は、補助金等の交付決定後において補助事業者から前項に規定する交付申請取下申請書が提出された場合は、交付決定を取り消すものとする。

3 当所は、第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す場合は、「交付決定取消通知書」(様式13)により当該補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第18条

1 当所は、前条の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、「返還通知書」(様式14)により期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

2 当所は、前条の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第19条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報の取扱いについては、みらいワークス「Skill Shift」の定める規定に基づくものとする。

(その他必要な事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、当所が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

別表 1（第 17 条関係）

「令和 7 年度 兼業・副業人材活用支援モデル事業補助金交付を受ける者として不適当な者」

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者

- （１）法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）のうち、当所会員（特別会員を含む）で会費未納のもの。
- （２）法人等が、暴力団であるとき、または法人等の役員等が暴力団であるとき。
- （３）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- （４）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- （５）役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき